

## 地域の高齢者等の見守り活動に関する協定書

塩竈市（以下「甲」という。）と事業者名（以下「乙」という。）は、地域の見守り活動（以下「見守り活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携して、地域の見守り活動を行うことにより、高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らせるよう支援することを目的とする。

### （活動の対象とする地域）

第2条 見守り活動を行う区域は、塩竈市内で乙が業務を行う地域とする。

### （協力内容）

第3条 乙は、乙の職員等が、業務を行う中で次に掲げる異変等を発見した場合は、可能な範囲で、甲が指定する部署へ連絡を行うものとする。

- (1) 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- (2) 日没後においてもカーテンが閉められておらず、室内の明かりがつかない等不自然な状況がある。
- (3) 同じ洗濯物が何日も干したままになっている。
- (4) 室内から異臭がする。
- (5) 顔や体に不自然な傷やアザがあったり、頻繁に悲鳴や怒鳴り声が聞こえる等、虐待のおそれがあると思われるとき。
- (6) その他明らかに普段と様子が異なり、生命に関わるような異変が起きていると思われるとき。

2 前項にかかわらず倒れている人を発見した場合等緊急性を要する場合には、乙の職員等は、直ちに消防署又は警察署に通報するものとする。

### （甲の責務）

第4条 甲は、乙からの連絡に対し、円滑に対応する体制を確保するものとする。

### （乙の責務）

第5条 乙は、本協定により知り得た個人情報については、本協定の有効期間中又は終了後においても適切に管理し、第三者への提供又は本協定の目的以外の目的に使用してはならない。

### （不利益の責め）

第6条 連絡及び通報の有無により生じた不利益について、甲は乙に対し、その責めを問わない。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協議)

第8条 甲及び乙は、見守り活動を円滑に推進するため、各種の情報交換など相互連携の強化に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲及び乙いずれからも書面による解除の意思表示がない限り、本協定は同一条件をもって1年間延長されるものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙双方が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 8 年 月 日

(甲) 宮城県塩竈市旭町1番1号  
塩竈市長 佐藤 光樹

(乙)